

自衛隊のイラク即時撤退を求める声明

昨日、名古屋高等裁判所は、自衛隊イラク派遣差止訴訟において、イラクにおける航空自衛隊による多国籍軍の空輸活動は憲法第9条に違反するとの画期的な判決をした。すなわち、バグダッドはイラク特別措置法にいう『戦闘地域』に該当し、バグダッド空港への航空自衛隊による武装した多国籍軍の兵員の輸送は、他国による武力行使と一体化した行動であり、自らも武力行使を行なったとの評価を受けざるをえない、とした上で、武力行使を禁止したイラク特別措置法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反する活動を含んでいると判示した。また、平和的生存権は憲法上の法的な権利として認められるとし、裁判所に法的強制措置の発動を請求しうる具体的な権利性を肯定した。

これまで当会は、自衛隊のイラク派遣は、武力による威嚇あるいは武力の行使にあたるものとして、イラク特別措置法及び憲法9条に違反すると指摘し、自衛隊のイラク派遣に反対し、即時撤退を求め、また派遣期間延長に反対してきた。

今般、上記名古屋高裁判決を踏まえ、当会はあらためて、政府に対して、自衛隊のイラクからの即時全面撤退を行なうよう強く求めるものである。そして憲法9条を尊重する観点から、自衛隊の海外派遣を含めた従来外交・安全保障政策を抜本的に見直すよう、求めるものである。

当会としては、上記判決に示された武力行使禁止原則、平和的生存権を踏まえ、自衛隊の海外派遣などが、憲法・法令に反することのないように、今後も引き続き厳しく検証していく決意である。

2008年4月18日

大阪弁護士会

会長 上野 勝